

平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 2 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成19年11月22日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時44分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 古木 光義

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	石井 雅隆	生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行
体育課長	田中 博	図書館長	藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 小林 健司 鈴木 啓史

案 件

1 報告

- (1) 平成 1 9 年度 全国学力・学習状況調査の結果等について
- (2) 新学校給食共同調理場整備事業化調査の中間報告について
- (3) 八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入について

2 その他

平成19年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年11月22日

教育委員会会議室

1 報告

- (1)平成19年度 全国学力・学習状況調査の結果等について
- (2)新学校給食共同調理場整備事業化調査の中間報告について
- (3)八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入について

2 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

藤本委員長 皆様、こんにちは。ただいまから、平成19年第22回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に古木委員、お願いします。

古木委員 はい。

藤本委員長 本日は、お手元のご案内のとりの案件でございますので、よろしくお願いいたします。

報 告

(1)平成19年度 全国学力・学習状況調査の結果等について

藤本委員長 報告から入ります。

(1)平成19年度全国学力・学習状況調査の結果等について。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、文部科学省が4月24日火曜日に実施をいたしました、小学校6年生、中学校3年生を対象にしました、国語、算数、数学の教科に関する調査及び児童・生徒、学校を対象とした生活習慣や学習環境に関する、質問紙調査によって実施をされました調査結果について、10月24日に文部科学省が公表しまして、各学校へ個票を送られたところですが、第20回の教育委員会で立川市の今後の公開等についてご報告いたしましたけれども、結果の分析について、別紙資料に従いましてご報告をさせていただきます。

本日お配りさせていただいたものは、同じものがございますけれども、各学校への事務連絡の部分が事前にお送りしていなかった部分でございます。

まず、教育委員会といたしまして、この結果の分析に当たってのねらいを、立川市の児童・生徒の学習状況や意識について把握することにより、児童・生徒の学力向上や授業改善に向けての今後の教育施策や次年度の教育過程編成の際の方向性の検討をする際の資料とすること。

2点目としまして、調査結果の分析の視点や方法を示すことにより、各学校の今後の調査結果分析に向けての指導助言の機会とするといたしました。

なお、本調査の結果分析、結果につきましては、学力の特定の一部であるということを初めにお伝えさせていただきます。

また、調査結果分析の方法でございますが、国語と算数、数学の領域別、観点別の結果について、正答率70%を基準といたしまして、学習の実現状況をとらえ、70%未満の内容について課題があるといたしました。70%を基準として本市では分析の視点といたしました。

課題のある内容について、A問題、B問題ごとに明示し、指導方法の改善のポイントを国から出されている全国学力・学習状況調査解説資料をもとに具体的にまとめました。

意識調査につきましては、100余りある設問の中から、生活面について、自己に対する意

識についての内容を選んで、立川市の児童・生徒の傾向をまとめ、家庭との連携を図るための視点や児童・生徒の意識に関わる学校の取り組み方法を提示いたしました。

資料の方、今申し上げたところが表紙をめくっていただいた1枚目の部分でございます。

A問題は、主として知識に関する問題、B問題は、主として活用に関する問題というところでございます。

それでは、その次のページから見ていただきたいと思います。調査結果の概要についてお話をさせていただきます。

まず、小学校の国語でございますが、主として「知識」に関する内容のA問題では、平均正答率が70%を大きく上回っており、学習の実現状況は良好であると言えます。しかし、「話す・聞く」「読む」に関する設問では、正答率が70%を下回っており、課題が見られます。

また、主として「活用」に関する内容のB問題では、平均正答率が70%を下回っており、「書く・読む」「国語への関心・意欲・態度」の設問でも正答率が70%を下回っております。

小学校の算数では、主として「知識」に関する内容のA問題では、平均正答率が70%を大きく上回っており、中でも「量と測定」「図形」に関しましては、90%近い正答率であり、学習の実現状況は良好であると言えます。

しかし、主として「活用」に関する内容のB問題では、平均正答率が70%を下回っており、学習の実現状況に課題が見られます。

領域では、「数と計算」「量と測定」「数量関係」、観点では「数学的な考え方」「数量や図形」についての表現・処理の正答率が70%を下回っております。

続きまして、中学校でございますが、中学校の国語でございます。主として「知識」に関する内容のA問題では、平均正答率が70%を大きく上回っており、中でも、「話す・聞く」に関しましては90%近い正答率であり、学習の実現状況は良好であると言えます。

また、主として「活用」に関する内容のB問題でも平均正答率が70%を上回っており、学習の実現状況は概ね良好であると言えます。

しかし、「書く・読む」「言語事項」「国語への関心・意欲・態度」の設問では、正答率が70%を下回っております。

中学校の数学では、主として「知識」に関する内容のA問題では、平均正答率がほぼ70%ですが、「数量関係」や「数学的な表現・処理」が70%を下回っており、学習の実現状況に課題も見られます。また、主として「活用」に関する内容のB問題では、平均正答率が70%を下回っており、「数量・図形などについての知識・理解」の観点は、70%を大きく上回っているものの、その他の観点や領域では正答率が70%を下回っており、学習の実現状況に課題が見られます。

次に、質問紙による調査の回答分析でございますが、ここで公表いたします回答結果は、100問前後の質問の中から児童・生徒の生活面や自己に対する意識に関するものを選び、今後の各学校の指導に生かせる内容を取り上げてまとめております。

調査の回答結果を見ますと、数値は若干異なりますが、小学生、中学生ともに同様の傾向

があらわれております。生活面については、朝食を毎食食べることや、持ち物の準備をすることについては、「している」「どちらかといえばしている」と答えた児童・生徒の割合が80%以上の高い割合を示しており、学習を支える基本的な生活習慣が定着していると言えます。

しかし、勉強する時間やテレビやゲームの時間を決めている児童・生徒の割合は70%を下回っております。また、携帯電話で電話やメールをする児童・生徒の割合は、小学校では30%以上、中学校では70%あり、生活規律の面での課題が見られます。

自己に対する意識については、「物事を最後までやり遂げてうれしかったことがあった」「友達との約束を守っている」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」「人の気持ち分かる人間になりたい」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童・生徒は90%前後の高い割合を示しております。

しかしながら、一方、「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」「自分にはよいところがある」と答えた児童・生徒は、小学校では70%、中学校では60%を下回る割合となっております。課題が見られております。

これらにつきまして、資料の各ページの最後に指導改善のポイント、あるいは指導のポイントというところをお示ししているところでございます。このような結果及び分析につきまして、11月1日、校長会で市教委の取り扱いに関する方針を校長にお話しし、11月14日に各学校長へ送付いたしました。そして、11月15日、教務主幹会にて説明をし、指導方法改善のポイント等をお示したところでございます。

11月16日以降、各学校で自校の分析を行い、課題がある内容について、授業改善に反映させたり、結果分析を学校評価に生かしたり、次年度の教育課程編成等に生かしてまいりますが、直近の手立てといたしましては、過日、教育委員会でもご報告させていただきました授業改善推進プラン、この修正等に活用してまいります。

また、自校の、各学校の結果の公表につきましては、各学校の判断にゆだねられますが、今日、別紙お配りいたしました事務連絡の文書の中にございますように、公表する際には、本分析結果を踏まえ、児童・生徒の学力向上、授業改善等に資する形で公表を行うよう、各校長へお願いしておるところでございます。

また、今後、教育委員会でも本調査結果を生かして、今後とも児童・生徒一人一人に確かな力を身につけさせるために、授業力向上の取り組みや児童・生徒の自己有用感を高めるような取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、私からのご報告でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。説明は終わりました。ご質問、ご意見があったらお願いいたします。牧野委員。

牧野委員 説明ありがとうございます。この中で見ていて、活用する能力という部分が、基礎知識だとか、基本的な知識はあるにしても、それらを生活もしくはその他の場所で活用する能力というのは非常に弱いというのが、これは立川市だけではなく、全国的にそういう傾向があるということは一般的に言われておりますよね。

その中で、授業を見ていてもそういう感じがするんですが、応用力というのが、発展学習という、応用そのものを使って何かを回答していくという力が大変弱いというふうに授業を見させていただく中にも感じる場合があるんですね。今後、3 学期以降の授業改善がなされて、どの部分を改善したかというのは、各学校それぞれ違いますけれども、やはりそれなりの活用能力、主な改善点はどこに置いて3 学期指導したのかという確認をしていく必要が各学校はあるのではないのでしょうか。その上で、評価云々でなくて、自校の生徒・児童がどのようにそれに対して伸びてきているかという部分を是非押さえていただきたいというのが 1 点ありますね。

特に、今言った主として「活用」に関する問題、B の中が非常に大きな課題が今後出るのではないかなと思っていますので。中学校も同じですね。読み書きというのは、今、授業を見させていただいている中でも、古典の読みですとか、いろんなことをやっていますけれども、こういう中でそれを普通の生活にどうやって応用していくのか、そういうところの授業改善を是非切に望みたいなと思っています。

それから、2 点目は、生活のプランの中の 99 項目ありますよね。その中でほんの一部ですから、全体の部分は見えないんですけども、これだけ見ても分かるように、友人とか対人的なものに対する友達を大事にするとか、そういう部分は、児童・生徒はかなり方向的には、いい方向というよりも、仲間を大事にするとか、そういう方向にいつているだろうと思うんですね。

ところが、家庭的な課題、例えば携帯電話を持たせてあるとか、テレビの時間帯を決めないとか、家庭学習の時間だとかという部分については、大変弱いですよ。これを見ていると。そうすると、そこに学校側として、家庭学習も含めた家庭の課題、これらは保護者会等でかなり突きつけていくというか、示していくということが重要になってくるし、こういったことで、立川市としても何らかのキャンペーンみたいなものを張りながら、中学校の P 連がありますけれども、こういった中で訴えていく必要があるのかなという気がしてならないんですけども、その点はいかがですか。

藤本委員長 今、こういうご意見がありました。他の方も皆読まれていると思いますので、何かご意見があれば、まず承りたいと思いますが、小林委員。

小林委員 今、牧野委員が言われたように、B 問題が全国的に弱いということで、私も一応問題をざっと見せてもらったんですけども、できればおもしろいなというか、これが解ければ、勉強が楽しくなるのではないかなというような問題のような気がして、何のために勉強しなければいけないのかという、今、そういう答えがなかなか見つからない子どもたちにとっては、この辺が強くなれば学習意欲というのもわくのではないかなという気がしました。

ですけれども、中学校の国語の部分だけ B 問題が 70% 以上になっているので、ここは何でしょう。今までの立川の読む、聞く、書くということを研究しているような成果が出ているのかなという気がしました。

それと、携帯とかテレビゲームのことなんですけれども、家庭でルールを決めて、なるべ

く害にならないような使い方をしなければいけないんですけれども、これというのは、親が一方的にだめとか、ここまでとか言っても、なかなか聞けるような問題でもなく、大人だって、かなり意思が強くないと、ついついテレビをだらだら見たりということもありますので、大人も子どもも気をつけなければいけないことだと思います。だから、親が一方的にというのではなくて、親も、例えばご飯は何時までに作るから、その前まではテレビを見ていいけれども、その後は勉強しようねというような協力した決め方をしていくのがいいのかなと思いました。

あと、意識調査の方のいじめはいけないということは分かっていると思うんですね。あと、人の気持ちが分かる人間になりたいですかということも、「なりたい」という子の方が多いんですけれども、でも、残りのほんの数%ですけれども、これは限りなくゼロに近づけなければいけない部分だと思いますので、人権教育とか、そういうところで立川も力を入れて、ここをなくすような努力をしていただきたいと思います。

あと、このデータで、学校に対する調査ということには触れていないんですけれども、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

藤本委員長 古木委員、同じことでご意見ください。

古木委員 全国的な傾向に立川の小・中学校が当てはまっているということでは、子どもたちの日常生活の中での規律の乱れみたいなのが共通にあるのではないかなと思うんです。ただ、大変よかったのは、学校保健上、朝食を食べているという回答が小学校、中学校も多くなってきているという点では、授業に対する集中力も先生方も指導のしがいがあるんだと思うんです。

あとは、今、お2人の委員の方がおっしゃったような家庭規律の点を、保護者会とかPTAとか、そういうところをお願いしていくと。なかなか学校だよりでお願いしても、家庭に届かないことがあると思いますけれども、根気よく、できれば何か週間を決めてキャンペーンをやるということもいいのではないかなと思います。

以上です。

藤本委員長 4月に行った学力調査のまとめ、ご苦労さまでした。それに対するご意見が今、各委員からございましたけれども、それをまとめて指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 まず、繰り返しになりますが、この調査は、学力の特定の一部分に限ったの調査分析であるということは、改めて申し上げておきたいと思います。

それから、学校に対しての調査結果がなかったというご質問がありましたけれども、私どもの役割としては、立川市の子どもたちの全体の状況について公表するというございますので、それを受けて、各学校が各学校で取り組み、各学校が、公開するならば公開する、しないならばしない、これは学校の判断ということになりますので、ただ、学校によっては、学校だよりなどでも保護者に流してお知らせしたりしておりますので、一番は、個票を返していますので、一人一人の子どもたちとよく話をして、課題を指摘したり、学習の取り組みを支援するというに各学校が使っていただければと。これにつきましては、従来から行

われております都の学力調査の報告と全く同じということでございます。

それから、改めて、活用する力が弱いというのは、立川の傾向は全国的な傾向と全く同様でございますけれども、ある意味、学んだことが活用できないというのは、今始まった課題ではなくて、従来からの課題。例えば、英語一つとってみれば、6年間学んでいるのに、生活に生かしているのかと言われたら、なかなか生かし切れていないという課題はあると思うんですけれども、今回のことと言えば、1つは、各学校が基礎的・基本的な学力の定着ということには力を入れて、この数年特に取り組んできた、その成果はあると思います。それは、先ほどのご指摘の中で、読み書きということで、中学校で特によくなっているだけけれどもというのは、まさにその部分、朝読書の取り組みでありますとか、そういう部分が生かされている、あるいは、夏季休業中のサマースクールであるとか、そういう取り組みが生かされていると思うんですが、考えなければいけないのは、この新学習指導要領で、総合的な学習の時間が一体どうだったのかということをお学校は考えなければいけない。つまり、その基礎的・基本的な教科で学んだ力を活用する時間が総合的な学習の時間という理念があったわけですから、では、次の学習指導要領の改定に入っております、示されますので、では、今まで進めてきた総合的な学習の時間、本校はどうだったのか。本当に教科の力を活用できるような総合になっていたかどうか。なっていなかったとしたら、それはなぜだったのか。今度は総合の時間も減ってまいりますので、では、教科の中で改めて日常の中で活用できるような授業改善を図る必要があると思います。それから、ご指摘のように、どこを改善したのかということは、報告をきちんと出していただく。そのように各学校に周知しております。

それから、生活面でございますけれども、全項目は膨大な資料になってまいりますので、子どもたちの特に生活面のこと、自分自身に関すること、そんなことでピックアップいたしましたけれども、1つは、家庭との連携の部分、家庭学習、家庭でのルールづくりの部分、これはもう既に各学校も保護者会や学校だよりやそういうことで、一緒に考えていきましょう、そんなことで示していく、そんなことを進めていくということも、今、校長先生方のヒアリングをしているところでもそんな話をお聞きします。

私どもの方でも、1つは、これは、この後に報道でございましたけれども、うちの教育委員会の方は既にご報告しておりますが、いじめの問題の中で、今、携帯を使ったり、インターネットを使ったりのいじめの問題が増えているということがあって、携帯電話等について、早い時期に、できれば年内に、児童・生徒向き、保護者向きに私どものそういうリーフレットを作成して、全家庭配布をしようということは今進めておるところです。

それから、もう一点、いじめの問題ということがございまして、私個人、指導課長個人としましては、これは100%であってほしいという願いがあります。ほんの数%でもというお言葉がございましたように、その部分がまさに課題で、やはりいじめの問題はどんなことがあってもだめなんだという子どもたちをより100%に近づけるようにしていきたい。

今、今年12月4日から始まる人権週間に合わせて、全中学校生徒向き、小学校は6年生向きに、いじめの問題を自分のこととして考えよう、人権週間とタイアップしての、これもパ

ンフレットを全生徒、小学校6年生児童全員に配布できるように、今、準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

藤本委員長 牧野委員、いいですか。牧野委員。

牧野委員 いじめの問題でインターネットの問題は、今、文科省が出している中の一部ですけども、この中でもかなりインターネットによる誹謗中傷に対する解決をどうするかという問題も具体的に載っていますね。こういったものも参考にさせていただいたり、もしくは、各企業でもインターネットの整備をし始めよう、警察もそうですけれども、含めて考えていらっしゃるようですので、立川だけという問題ではなくて、今の子どもたちの全体としてどうするか。親が気づかない、気づけないという部分は一番辛いところで、インターネットをのぞき見る、もしくは携帯電話を貸してごらん、見せてよというところが、なかなか親の力では最近では言えない親が多いから、難しいのかなと思うんですが、電子掲示板を見たら、すごい誹謗中傷の言葉が次々と出てきますから。ああいったものも時には親に見せることも必要かなと思うんですね。そういう意味では、人権という問題もやっていますけれども、さらに高めるといふ方向でお願いしたいなと思っています。

藤本委員長 ありがとうございます。皆さんからいろいろご意見いただきました。課長の方からも、期待に沿った、非常に詳しい説明をいただき、先の見通しまでお話しいただきまして、ありがとうございました。

ただ、これは学校でできることとできないこととありますし、これは家庭の問題ではないかという点もたくさん含んでいるわけですが、そんなことも勘案しながら、各学校がこれを今後、ご指導いただいているけれども、どう活用しているかというのは、指導主事の方でちゃんと把握しておいてほしいなというふうには思います。

では、この報告はこれで終わりにいたします。

報 告

(2) 新学校給食共同調理場整備事業化調査の中間報告について

藤本委員長 次へまいります。報告の2番、新学校給食共同調理場整備事業化調査の中間報告について。学校給食課長、お願いします。

石井学校給食課長 学校給食課から報告させていただきます。

現行の第1及び第2学校給食共同調理場の老朽化対策と運営の効率化を図るため、1場に統合した新学校給食共同調理場の整備についての検討を今進めております。今年度におきましては、整備のための基本事項の整理、PFI手法による導入可能性などの調査検討を行っております。

専門家のコンサルタント業者からの報告と市政アドバイザーの助言を受けながら、4ページにお示ししました庁内設置の新学校給食共同調理場建設基本計画策定検討委員会で検討を進めておりまして、3ページにお示したとおり、今年度におきましては、現在のところ、8

回の委員会を開きまして、検討を進めてまいりました。

現時点での検討状況を中間報告としてご報告いたします。なお、この報告につきましては、あくまで現時点での報告でございます。来年3月までにさらに精査するとともに、今後検討すべき内容もありますので、それについても取りまとめてまいりたいと考えております。

それでは、1ページをご覧ください。1の事業手法につきましては、公設公営である従来手法とPFI方式、リース方式、公設民営方式とをその性質面から比較検討いたしました。

その結果、PFI方式で行いますと、施設の設計・建設、管理・運営を、民間業者の創意工夫を生かしながら、一括して契約することから、運営や管理を意識した設計、建設が可能になります。

事業期間につきましても、従来の民間委託は、行政といたしましては、基本的に単年度契約でございますけれども、PFI方式の場合は、同一事業者と長期間契約することになりまして、事業者にとっては、長期のスパンに立った事業運営を図ることが可能となるということがございます。そういった点から、その他幾つかあるんですけども、これをメインといたしまして、PFI方式が適切であると考えております。

続きまして、PFI事業スキームについてご説明いたします。

事業形態は、サービス購入型という名称でございます。これにつきましては、PFI事業者が行う事業に対しまして、公共側がそのサービスに対する対価を支払うという形式でございます。これに対しまして、独立採算型というのがございまして、これにつきましては、PFI事業者が行う事業に対して、公共側からは支払いはなくて、利用者が料金を支払うという形で運営する形式でございます。学校給食につきましては、サービス購入型という形になると思います。

事業方式につきましては、BTO方式を考えております。PFIの方式につきまして大きく分けると、BTO方式とBOT方式という2つがございます。この2つの違いにつきましては、その建物の所有権がいつ行政側に移転するかという違いでございます。ちなみに、Bというのはビルド、Tはトランスファー、移転ということですね。Oはオペレートという形でございますけれども、要するに、建てて、移転して、運営するという方式がBTO方式という形でございます。これにつきましては、公共への所有権移転が、運営管理完了後がBOTでございますけれども、どちらを選択するかにつきましては、建物につきまして、文科省の交付金等を私の方は受けようと考えておるんですけども、移転の際に交付金が出るという形でございます。ですから、建てて移転すると、建てた直後に交付金をもらえると。ところが、後でご説明いたしますけれども、事業期間が17年になりますと、17年後に交付金が出ると。ただ、そのときにそういった法律があるかどうかというのは微妙でございます。その部分につきましては、その件が1点と、あと、PFI事業者が民間事業者が行うことでございますので、当然、公租公課というのが生じるのですけれども、その内容につきましても検討いたしましたところ、BTO方式の方が有利という形で、私の方はBTOという形で現在のところ考えております。

続きまして、事業期間でございますけれども、設計建設期間2年間と、施設維持管理運営期間15年の合計17年間を予定しております。これは、ほとんどの共同調理場、PFIでやっているところは15年間でございます、その面からしましても、計17年というのは妥当な年度ではないかという形です。

事業範囲につきましては、施設の設計、建設、維持管理、資金調達についてはPFI事業者が行うものとしたしまして、これには、既存施設の解体や大規模修繕は含めないものとしております。

事業の運営につきましては、学校給食法と食の安全の確保という面から、献立の作成、食材の調達、食材の検収につきましては市が行います。調理業務、配送回収、食器洗浄につきましてはPFI事業者が行うという考えでございます。

続きまして、2ページをお開きください。建設予定地であります市営一番町北住宅3・4号棟跡地での施設配置と課題についての検討をそこにお示ししております。ここに記載してあるとおり、この場所で現在検討している規模の学校給食調理場につきましては、調理関係室の複層化、つまり3階建てにする必要があるといった判断に至っております。

2ページの上の図をご覧ください。図が小さくて見づらくて申しわけないんですけども、網かけ部分が敷地全体でございます。中に大きな点線の長方形がございますけれども、そこが建物となります。そういった形の建物を今考えております。

ただ、PFIになりますと事業者が提案になりますので、これが確定という形ではございませんけれども、一応そういった形でうちの方は基本的な考えでおります。

ページがあちこち飛んで申しわけありません。1ページへお戻りいただきたいんですけども、今申し上げました建物を建てまして、運営管理した場合の総金額につきまして、従来方式、つまり公設公営で行った場合とPFI方式で行った場合との比較が3のVFM結果という形で示してございます。

この表の実額欄をご覧ください。先ほどご説明した事業期間と事業範囲の条件で、従来方式で行いますと92億4,400万円。PFIのBOT方式で行うと80億9,700万円、PFIのBTO方式で行うと80億2,100万円かかるという結果が出ました。これらにつきましては、計算ソフトを使いまして、財務シミュレーションという形で導き出されたものでございます。

なお、上欄にあります現在価値というものにつきましては、複数年にわたる事業の経済的価値を図るために、将来価値を一定の割引率で置きかえたもの、ちょっと回りくどいというか、分かりづらいんですけども、例えば、今日手に入った100万円を3%の複利の金融商品で運用すれば、3年後は約109万円になります。逆に、3年後に必要な100万円は、現在価値は約94万円であればいいといった、現在利用可能な資金は、将来において利用可能な資金よりも価値が高いといった考え方を背景にした概念でございます、そういった考えに基づきまして計算してございます。

なお、VFMの算定につきましては、現在価値で行うという形で法で決まっておりますので、そういった形で示しております。

この結果、従来手法とPFI手法を比較した結果、VFMは、BOT方式ですと14.3%、BTO方式だと15.1%という数字になりまして、この数字の削減が可能であるという形でございまして、PFI手法の有効性もここで確認をいたしました。

2ページに戻っていただきたいんですけども、この計画地でPFI手法による整備につきまして、今お話ししたとおり、有効性については確認いたしました。

ただ、土地の状況から、全国であまり例のない3階建ての共同調理場をつくらなければいけなくなるという形になりまして、立地性、形状・規模、施設機能などにつきまして、幾つかの課題が確認されました。そこに課題の方をお示ししたとおりでございますけれども、もしこれらの課題の制約がない敷地で総事業費を計算すると、下の表にありますとおり、実額のベースでございますけれども、従来手法では79億700万円、PFIのBOT方式では68億6,200万円、PFI/BTO方式では68億300万円となりまして、現在の計画地に比べまして、それぞれ13億3,700万、12億3,500万、12億1,800万が低くなるといった結果が算出されました。

現在のところ、そういったところまでの調査をしてございまして、あくまで先ほどお話ししましたとおり、現時点の調査でございます。事業化調査につきましては、今年度3月まで実施しておりますので、さらに精査いたしまして、今後検討すべき内容を取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

藤本委員長 共同調理場に関する説明が終わりました。ご質問ございますか。牧野委員。

牧野委員 なかなか難しい説明、ありがとうございました。実際は金額等をいただいてもあまり分からないし、100万円の利息価値なんかも非常に難しい課題だろうと思っておりますけれども、ただ、問題は、現在予定をしている市営一番町の北住宅のところ、今お話のあったように、立地条件として構造が狭いというところ、そこから考えると、では、それをやめて新しい土地ということで、それは今、これから考えていくことはとても難しいだろうなと思うんですね。このままの敷地の中で、公道の拡張とか、そういうことは可能なかどうか。もしくは、万一の車の往來を考えると、かなり数が多いと思うんですね。出入りが多いですから。そういう中で住民との折り合いがつくのかどうかという問題も含めて、今分かっている範囲内で結構ですから、今、説明を受けましたけれども、是非お話しいただければと思います。

藤本委員長 議会でもこういう関係の話が出ていると思いますが、教育部長さんの方からよろしくをお願いします。

高橋教育部長 今、給食課長の方から説明申し上げたように、今回はこの一番町北住宅跡地での可能性動向調査ということでやっておりますので、今の段階での大きな課題点ということがあります。同時に、今後、場所については、ここでやるからには、課題点を整理していかなければいけない。今出ているのは、ここでやっていく場合には3階建てにしなければいけない、こういう部分がどうしても出てきてしまいますので、給食調理場の場合には、ご存じ

のように、建物だけではなくて、車の出入りというのが大きな要素になっていますので、その辺を考えますと、かなり厳しい状況があるなど。それから、同時に地域への説明の部分でも、今後、かなり対応していかなければならないことが出てくるだろうな。こういうものを今回は中間報告として課題点としてございますということを申し上げた次第です。

今後、手法の部分もさらに詰めて、現段階ではPFI方式でかなりの効果があらわれるというふうには踏んでいるんですが、本当にそうなんだろうかということをもう一步検証を深めていきたいと思ひますし、場所についても、ここでの可能性を追求していくんですが、今後、議会の方々や議員さんの方々や、あるいはいろいろな方々の意見を幅広く聞いて、あるいは、第2の土地が考えられるのかどうか、この辺も選択肢の一つとして含められるかどうか、この辺も検討していきたい。本報告までには、こうしていきたいというような検討委員会の結果をまとめたいと思ひております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今のご説明、よく分かりますし、また、大変複雑な課題がたくさんあると思ひますけれども、2点目は、3階建てにしたときの調理の安全性、2階建てでの調理の安全性、違うと思うんですね。多分、ダクトを使いながらやっていくんだと想像できますけれども、そういうときの調理の安全性、それから、いろいろな食材の仕入れの部分等、実際、はっきり分からない状態でしゃべっていますから、間違っているかも分かりませんが、どうなのかなという、そこが非常に心配で、調理の安全性というのが一番、子どもたちが食べるものから、気になるところです。

それから、効率化、能率化、そういうものもさらに考えてやっていかないと、人だけ多くなってしまうということもありますし、そういう部分も含めて、2階建て、3階建ての效能というか、そういうものが分かっている範囲内で教えていただけませんか。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 今、委員からご指摘がありました2階と3階の効率性という話と安全性という話でございます。

まず、金額的な効率性の話からいきます。そうしますと、やはり委員おっしゃるとおり、人を2階より多くつけなければいけない。移動につきましては、ダクトというか、エレベーターとかダウンウェーターみたいな形を設置しなければいけないという形で、費用的な面としてはかなり大きく、それも15年スパンでございますので、建設もそうなんですけれども、運営につきましては、15年間分それが積み重なるという形でございます。

あと、安全性につきましては、本来であれば、給食自体は、汚染地域というところから入りまして、非汚染地域へ入りまして、そこで調理をやるんですけれども、なるべく動線が一方通行の方が安全ですと。逆戻りしないとか、そういう形がございますので、おっしゃるとおり、そのとおりでございまして、安全性につきましては、単層でやった方がいいというふうには考えております。

ただ、具体的にどのくらいのリスクが出るかというのはまだ分からないんですけれども、

ただ、一般的な考えといたしますと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

藤本委員長 中間報告ということですので、いろいろ課題を多く含んでいるようでございますが、今お話に出たようなことなども含めてご検討いただければと思いますが。教育長。

大澤教育長 市営一番町北住宅の候補地というのは、市でオーソライズをして、ここでもって進めていくという過程の中で、いろいろなマイナス点、課題点が出てきた。では、何でこういう課題のあるところを教育委員会が選んだんだと、その辺は追求される部分があるかなと思うんですが、建設費も12億から高くなりますよとか、3階にすると、今おっしゃったようにいろいろなリスクが出てくるんだろうと。安全面、衛生面、出てくるんだろうと、いろいろなそういうことがあるので、これから議会からも相当追求されるんだと思うんですが、我々、部長も言ったように、市民なり利用者なり子どもたちにとって果たしてこれでいいのかということになってきたときに、これはどうなんだと議会の方から好ましくないという話が出れば、教育委員会は必死になって、次の用地、適地を探さなくてはいけないということもあると思うんですね。現時点では、教育委員会としてこういうデメリットがいっぱいある用地を選んだという責任は感ずるんですが、今後、一生懸命努力をしていくということで、その都度教育委員の皆さん方には報告するというご理解をいただきたい。そういう我々の状況にありますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

藤本委員長 皆さん、今のお話でお分かりいただけたと思いますので、この件はこれで終わりにしたいと思います。またよろしくどうぞお願いいたします。

報 告

(3) 八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入について

藤本委員長 次、報告の3番、八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入について。生涯学習推進センター長、お願いします。

五十嵐生涯学習推進センター長 八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入につきましては、平成19年5月10日に開催されました第9回立川市教育委員会定例会におきまして、林間施設の今後のあり方についての中で、八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入を含めたあり方についてご協議をいただき、指定管理者制度導入につきましては、教育委員会としての了承をいただいたところでございます。

その後、市長部局の経営改革プラン推進委員会幹事会で調整を進め、八ヶ岳山荘については、施設のあり方の見直しや指定管理者制度の導入などの検討を行った結果、民間の能力やノウハウを幅広く活用することにより、市民サービスの向上と市の財政負担の軽減等の効果が見込まれると考えられることから、さきの11月15日の開催、経営改革プラン推進委員会におきまして、立川市として、現段階において、施設の廃止も視野に入れながら、当面の間は、コスト削減やサービスの質の維持向上を図ることができるということから、平成21年4月より八ヶ岳山荘に指定管理者制度の導入を図ることとなりましたので、ご報告いたします。

今後のスケジュールといたしましては、12月議会におきまして、八ヶ岳山荘の指定管理者制度の導入について報告するとともに、来年3月の議会におきまして、林間施設条例の一部改正を図り、20年4月以降に指定管理者の候補者の選定を進めていくという予定になっております。

報告は以上でございます。

藤本委員長 今、廃止を含めてというお話がはさまれたんですけれども、その辺のところはどうかでしょうか。生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 現在、八ヶ岳山荘につきましては、本館と宿泊棟ということで2つございますけれども、本館につきましては、現在も使っております、特に設備的に不十分なところはございませんので、当面、5年、10年の間につきましては、現在の軽微な維持管理において運営ができると思っておりますけれども、今後、八ヶ岳の清里地区の活用につきましては、周りの状況などが変化することもございますので、指定管理者を導入する中で、施設の耐久性などを含めた形で、その中で、その時点で、継続するのか、廃止するのか、その部分について検討していくということでございます。

藤本委員長 分かりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。ございませんか。

それでは、この導入については、前にもお話ししたとおりでございますので、報告を以上で終わりたいと思います。

その他

藤本委員長 それでは、次、その他に入ります。その他の1番、教育部長の方からお願いいたします。

高橋教育部長 教育委員の候補者を公募するということは、前回の教育委員会でお話ししたとおりでございます、この部分につきまして、先般、行政管理部の方から情報を得ましたので、ここでご報告をさせていただきます。

公募自身は11月9日で締め切ったところでございますけれども、保護者委員と一般公募委員がございまして、保護者委員については、8名応募がございました。一般公募委員につきましては、38名公募がございました。今、書類選考をしております、12月に入りまして面接、そして決定と。その段階で議会に諮るというような状況になっております。

現段階での状況をご報告させていただきます。ありがとうございました。

藤本委員長 これはよろしいですね。

その他

藤本委員長 次、その他の(2)番、柴崎図書館に関することにつきまして、図書館長、ご説明をお願いします。

藤田図書館長 図書館から報告いたします。

平成17年に作成された立川市経営改革プランにおいて、図書館は、地域人材の活用等運営

方法の見直しを進めるとともに、市民の利用実態の検証を行い、図書館のあり方を検討します。特に、柴崎図書館、高松図書館の2館については、早期に見直しをしますと示されました。

教育委員会事務局としては、これについて検討を重ね、柴崎図書館につきましては、平成19年度で廃止として、新たに中央図書館の分室として、子どもに特化させたサービスを平成20年度にスタートする。また、正規職員2名、嘱託職員は減員し、新たに市民嘱託1名、臨時職員1名を採用し、開館日、開館時間を縮小して運営することを提案いたしました。

先日、15日に開かれた経営改革プラン推進委員会においてこれを了承されました。

なお、地区館につきましては、市の方針として、指定管理者制度を導入していくことが決定されました。今後のスケジュールですが、柴崎図書館につきましては、早急に詳細を詰めていく予定です。また、地区館につきましては、プロジェクトを編成し、検討を進めていく予定です。

以上です。

藤本委員長 報告は終わりました。これに関する質問、ご意見、ございましたら承ります。教育長。

大澤教育長 市に経営改革プランというのがあって、これは行財政問題審議会というのは、市の行政全般についての考え方を有識者での組織であるんですね。それは相当厳しい答申をいただいて、要するに、原点から行財政について見直せということの中で、今度はそういう答申をいただいて、行政側が経営改革のプランなるものをつくったんですね。これは、最終的に我々もその推進委員の中に入って協議をして、市長が最終的に決定をしたということで、市の決定を得た、オーソライズをされた計画だということなんですね。その中に、いろいろあるんですが、教育委員会が施設をいっぱい持っていますから、教育委員会がほとんど全体の何割を占めるという状況なんですけれども、この中で、図書館の関係、地区図書館が経営改革プランの中で、廃止の方向ということが出たのは、図書館自身でつくった配置基準が半径1キロで配置しているということなんですね。そのときに、高松図書館と柴崎図書館というのは、中央図書館ができた時点で1キロの中に重複しているのではないかとという主な理由がそういうところなんです。ですから、重複した部分については、こういうご時世というか、財政状況なり、厳しい行財政問題審議会の答申をいただいている中で、これは廃止をしていくべきだという、そういうことで経営改革プランに盛り込まれて、決定がされているんですね。

我々とする、もし配置基準が1キロで重複しているならば、配置基準1キロで設置されていないところについて設置をしていくんだということでないといふ不公平だという意見を申し上げているんですが、当面、経営改革プランに乗ったのは、この2館についてそうしろということで、これは我々としても取り組まざるを得ないので、取り組みだしたんですが、利用実態等からいろいろな質問が出ていますし、市長への手紙でも、たとえ何日でもいいから、是非継続してもらいたいという意見があるんですが、我々とする、市で決定したプランですから、進めなくてはいけないという責任があるので、進めているんですが、いろいろな中

で完全に廃止ということは、市民サービスとしてどうなんだということで、せめて分室としてでも、常在、あるいは常勤がいなくても何とかということできているんです。そういうことで進めて、ある程度実践をしていくという状況になっているんですが、実は今週の月曜、火曜日、理事者査定の中で、教育委員会の考え方がスタンスがぶれるというおしかりを受けているんですね。これは確かにぶれたんですが、こういう形でもって残せるという部分があれば、おしかりを受けてもいいかなというつもりで進めたことなんですけれども。

もう一つの地区館について、これは教育委員会の姿勢はどうなんだとちょっと言われましてけれども、これは、経営改革プランからすれば、これは民間委託なり、市の正規職員がいる必要は全くない。これは指定管理者も今は力をつけているから、指定管理者に任せていいのではないというのが経営改革の方の考え方なんです。教育委員会とすると、図書館というのは、経営できればいいというのではなくして、市民の一つの本当の生きる心の糧みたいな部分を育てる部分みたいなものがあるので、なかなか経営改革プラン的な考え方というのは、我々としても是とししない部分というのはいっぱいあるんですよ。幹事会でも、部長だとか館長も相当いろいろと主張していただいて、教育委員会とすると、経営改革という意味は分かるけれども、我々として、直営の線は譲れませんよということで、直営での案を出しているんですよ。直営の案と指定管理者の案がぶつかり合って、いろいろとやったんですが、最終的に指定管理者でいくべきだということで、最終的に断が下されたということなんです。

その辺のところ、教育委員会としても直営ということで、こういうご時世の中で、直営というのは難しい状況ではあるんですけども、直営ということでぶつけていって、それをもって両方で自然体で協議した結果、指定管理者でいくべきだという方向が出ましたので、我々として、本意ではないんですけども、そういうことでいかにざるを得ないという状況にあります。そういうことでご理解いただきたいと思います。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 申しわけございません。本来ですと、私とその経過をもう少し詳しく説明しなければいけなかったんですが、教育長の方からしていただいてありがとうございます。

かなり私も気持ちの面で動いているものもありますので、改めてその部分を整理して、まとめて報告したいとは思いますが、ただ、いずれにしても、今、教育長お話しくださいましたように、教育委員会としては、正確に言うと平成 17 年 6 月に経営改革プランが出されて、図書館については、この時点では中央館も含めて地区館、指定管理者を導入するという趣旨でございました。今の審議会の方も含めてですね。

その状況の中で、ここで立川市の図書館というものについて、この経営改革プランの大きな趣旨は、市民サービスの向上とコストの削減の部分があるわけですけども、直営でも可能性を追求して、何とかその目標が達成できないかということで、鋭意努力してきた経緯があります。合計すると 3 回ぐらいにわたって代案を提示して、いわゆる指定管理者制度と議論を繰り返してきた結果、私どもの詰めも足りなかった部分もありますが、市としては、この

たびこういう決定がされたということでございます。

それから、柴崎図書館については、中央図書館と大きくエリアが重なるという状況がございまして、ただし、大人はいいんですけども、子どもたちにとりましては、その間に中央図書館と柴崎図書館の間に鉄道が敷かれているという状況、あるいは駅が入っているという状況では、他の条件と重なり合うからすぐということにはならないだろう。子どもたちの利用という面では、エリア論だけでは解決できないだろうということで、これはかなり教育長が主張してくださいまして、そのもとに教育委員会として子どもに特化した形でのサービスを展開しようということで、これだけはさせてほしいということで教育委員会として主張しまして、これについては了承されたという状況で、今後については、どういうふうな子どもの図書館にしていくかについては、具体的にはこれから至急に詰めていくわけですけども、また、地区館の指定管理者導入につきましても、方向性が決まったということでございますので、これから具体的にいろいろな入れ方が、全館一遍にする方法もあるし、段階的に入れていく、時期的に分けて入れていくといった方法もあるかと思えます。

藤本委員長 私、以前に図書館協議会の関係をしました。牧野委員もその後やっておりますが、私のときは、市の方から、図書館のあり方についての諮問をいただきまして、答申をしたんですが、1キロエリアというのは、そのとき描いたんですよ。今、教育長も教育部長のお話にも、中央図書館との関係が出てきました。距離的にはそういうことになるんでしょうけれども、そのエリアだけで限られるものではなくて、今後、廃館したり、新築したりするときには、そういうことを考えた上で是非つくってくださいよということで、今のお話を伺っていると、廃館の方だけが出て、新しい方が出てきていないような感じがするんですよ。新しいのは小規模館ではなくて中規模館を増やしてくれというようなことを描いて答申したつもりだったんですがね。

ただ、交通の動線だとか、人口動態とか、いろいろ関係が深いので、それによっていろいろな条件が変わってくると思いますけれども、計画から言うとそういうことがありますので、中央図書館の犠牲になったような形で他がつぶれていくのではなくて、もう少し適正な土地に、新しい中規模館なら中規模館をつくるんだとかいうことで廃止していくのだと、前に答申したのが納得できるんですが、そういう経過がありましたので、それだけ含んでおいてください。教育長。

大澤教育長 そのことに触れて私も意見を言ったんですが、考え方が公平ではないではないかと。経営改革担当の方も、文章の中では、未設置の部分についてはその必要性は認めているんですよ。認めているんですが、財政状況から不可能に近いみたいな表現をしているから、全然その辺が理解していないわけではないんです。ただ、現実的にはやめる方ばかりに力が入ってしまっているのではないかという感否めないというのが教育委員会の感じ方なんですけれども、その辺、たしか平成7年ぐらいにあり方について答申をいただいて、それは我々も議会なんかの説明では、それを十分説明していますけれども、そんな状況です。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 おっしゃっていることはよく分かるし、コストの問題。でも、図書というのはコストだけで考えていいものかどうかという問題、人間の知性だとかいろいろなものを高める発信の場所でもあるし、図書館に対する、市民の方もかなり大事にしていらっしゃるし、また、大事にしてほしい場所なんですね。

特に、さっきもありましたけれども、指定管理者でもいいんです。人員の問題もあったり、管理の問題はありますけれども、その中に中央図書館の資料がきちんと入れるような、そういう体制の中での管理制度であれば、僕はいいと思うんです。

今、柴崎図書館が、児童・生徒だけでも少し残せる状況になって、大変ありがたいと思っていますし、また、大いに児童・生徒の活動の場にしてもらいたいと思います。我々も図書館協議会のときには、過密な、砂川にはもうないんですね。新しく大山の前のところにできましたけれども、もっと奥の方は、本当にそういう部分では図書館へき地みたいな感じになっていまして、今の西砂公民館のところあたりに、これから柴崎につくるようなああいう児童もしくは一般の方々の図書のちょっと場みたいなものをつくって、これは新設になると思うんですけれども、そういったものも含めて考えて、西の方はほとんどないという要望は前から出ていますね。その辺のところも考えてほしいと思うんですけれどもね。

小林委員 西砂はありますけれども、上砂はない。

牧野委員 上砂がないのか。間違えました。

藤本委員長 図書館長。

藤田図書館長 今、牧野委員さんがおっしゃった西砂公民館、それに併設されて、西砂図書館はございます。今、空白地区と言われているのは、栄町と上砂。上砂の玉川上水の北側ということですね。あの辺に空白という、2カ所言われております。

以上です。

藤本委員長 それからもう一つ、答申するときに、市役所の中にもそういうのをつくった方がいいのではないかというんですが、今度の新庁舎の中にはそういうのが取り込んでありますかね。

高橋教育部長 市役所につきましては、立川市役所の新庁舎の検討委員会の方でずっと私も加わっております、あのエリア、委員長がお考えになっている図書館のイメージと一つになるかどうかは、今、ここで確たることは言えませんが、情報コーナーみたいな形で、かなり広いスペースは確保されているという状況でございます。

藤本委員長 分かりました。ありがとうございます。小林委員。

小林委員 指定管理者、私もいいか悪いかは自分でも判断できないんですけれども、指定管理者になることによって、メリットも図書館以外もたくさんある例を聞いています。図書館の場合は、実際、全国で指定管理者制度にどのくらいなっているのか、実例、いい例があったら教えていただきたいと思います。

藤本委員長 教育部長、お願いします。

高橋教育部長 全国の図書館につきましては、指定管理者を導入しているのが5%ぐらいで

す。立川市の場合には、ここで全部ということではなくて、地区館ということでございますから、多分そういうような部分のエリアもあるかなと思いますけれども、全国の数からすれば、5%ぐらい。

今回のコストもそうなんですが、サービスの向上という部分でも、今度、論点の部分で大きな論点になったのは、今、市民の方々からは、要望としては、夜も現在やっている8時までということではなくて、もっと遅くまでというような話、あるいは土日の夜間、今は夜間までやっていませんけれども、土日の夜間とか、休日の部分とか、いろいろな部分でサービスを向上させるのには、現状の直営体制では難しいだろうと、既にかかなりのアルバイトも入っている状況ですので、そのところから、今回こういう状況かなとは感じております。

藤本委員長 ありがとうございます。いろいろあるうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上で図書館に関するお話は終わりにしたいと思います。

その他

藤本委員長 その他に何かございますか。

牧野委員 願いを1つだけ、これは指導課の方をお願いしたいんですけども、今、学校評価を各学校でやりますよね。学期ごともしくは末に。そういう中での児童・生徒の評価、学校内評価、もしくは保護者の評価、地区の方々の評価、ありますけれども、ああいう評価が果たして評価として学校現場の中に息づいているのかどうか、やや疑問もあるところがあるのでね。それから、教員の評価が果たして評価として生きているのかどうか。これは非常に大きな課題。文科省あたりも東京都も少しずつ第三者評価等の問題も出てきていますけれども、高等学校も大学も全部やっていますけれども、教育委員会も第三者評価の対象になるという話になってきていますけれども、そういった点で、今、新しく評価方法としてロジックという、授業を一つのやり方の計画の中で、ロジックモデルという形でやっている評価があるんですね。それは、一つ一つの、例えば確かな学力というものがあれば、確かな学力の中の一つ一つの項目を挙げて、それが果たしてできているかどうかというチェック。細分化されてくるんでしょうかね。そういう形の中で評価されている。これは授業で行っているんですけども、学校でも結構使われ始めてきている。ほんのわずかですけども、それこそさっきの5%以下で、1%いくかいかないかぐらいですけども、そういう評価の方法を改めて、東京都の評価が悪いわけではないんですけども、立川市としての評価方法を少し考えていくという場をつくっていったって、立川市の教育評価というものを何か考えてほしいなという気がして、機会があれば、ロジックモデルというものも研究してほしいというお願いです。

藤本委員長 そういう要望でございます。どこの研究発表だったか、そこでも今のようなお話が出まして、みんなで話をしたこともありましたけれども、そういう要望がございますので、考えておいてください。

閉会の辞

藤本委員長 以上で本日の定例会を終了したいと思います。

次回は、12月13日の木曜日、第23回をこの場にて開催いたします。どうぞよろしくお願
いします。ありがとうございました。

午後 2時44分閉会

署名委員

.....

委員長